

政令第 号

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号中「次号及び第三号」を「次号、第三号及び第五号」に改め、同条第二号中「次号」の下に「及び第五号」を加え、同条第三号中「定められた都市開発事業」の下に「（第五号に掲げる都市開発事業を除く。）」を加え、同条第四号中「都市開発事業」の下に「（次号に掲げる都市開発事業を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

五 低未利用土地（居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地をいう。）の区域内における都市開発事業 五百平方メートル

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

理由

最近における地域経済の状況に鑑み、民間事業者が国土交通大臣による民間都市再生整備事業計画の認定を申請することができる都市再生整備事業として、低未利用土地の区域内における五百平方メートル以上の規模の都市開発事業を追加する等の必要があるからである。